



WEB SITE
多賀町ウェブサイト
www.town.taga.lg.jp



BOSAI MAIL
総合情報配信システム
touroku@taga-town.jp



INSTAGRAM
公式インスタグラム
@taga town official



MACHIIRO
広報がアプリで読める

2 0 2 4

2

N o . 9 1 8

まちの 広報

まちのおしらせ



表紙写真……兄弟都市である日置市との青少年交流事業がおこなわれました(派遣:7月25日～27日、受入:12月23日～25日)。両市町の歴史や文化に触れ、さまざまな体験活動を通して交流を深めました。

ピックアップ

特集 多賀町・日置市青少年交流事業報告 2～3
所得税・町県民税の確定申告受付が始まります! 12～14

特集

多賀町・日置市

日置報告（日置派遣）

日置報告（多賀受入）

青少年交流事業報告



町内小学5年生～中学2年生の子どもたち8人が、兄弟都市の鹿児島県日置市の同年代の子どもたち8人との交流をおこなう、多賀町・日置市青少年交流事業を実施しました。

7月25日～27日に日置市での派遣交流、12月23日～25日に多賀町での受け入れ交流をおこない、



それぞれ両市町で観光地巡りなどの体験活動しながら、交流を深めました。参加した団員たちは最初は緊張で戸惑う姿も見られましたが、全体最終日の12月25日（多賀町受入交流最終日）には別れを惜しむ姿が多くみられ、充実した交流となりました。



▲島津義弘公銅像の見学



▲陶芸体験のようす



▲知覧特攻平和会館の見学



▲日置市最終日の記念撮影



▲多賀大社で記念撮影



▲あけぼのパーク多賀で石灰岩磨き体験のようす



▲グランスノー奥伊吹でのスキー体験



▲伊吹薬草の里文化センターのイルミネーション

参加した団員の感想

多賀小学校 5年生
松宮 葵

今回の日置市との交流で、鹿児島県の文化、生活などを知ることができました。そして、日置市だけでなく、多賀町の人とも仲良くなって、嬉しかったです。

多賀小学校 6年生
遠城 頼音

一番心に残ったことは、日置市のともだちと出会って、仲良くなれたことです。自分から話しかける大切さを学びました。

多賀小学校 6年生
神鳥 結斗

日置市のともだちと仲良くなれて嬉しかったです。知覧特攻平和会館に行って改めて戦争はやるべきではないと感じました。

大滝小学校 6年生
富永 友晴

知覧特攻平和会館で戦争の怖さを知りました。日置市の人たちと仲良くなれて嬉しかったです。

多賀中学校 1年生
大道 泰城

今回の交流事業で学んだことは、短い時間でもお互いの地域の特色を共有すれば絆を深められるということです。皆と仲良くなれて楽しかったです。

多賀中学校 1年生
大道 洋星

今回の交流会で学んだことは、ともだちの大切さです。日置市の皆さんは、とても温かく受け入れてくれて嬉しかったです。僕は日置市の皆さんのようなともだちをずっと大切にしていきたいです。

多賀中学校 1年生
富永 虹悠

今回の交流会で、相手の気持ちを考えて、過ごすことで、相手と仲良くなれることを学びました。

多賀中学校 2年生
小島 雅

今回の体験を通して、日置市の文化や町を知って自分にとっても、皆にとっても、すごく大切な、この先、思い出に残るような交流会になったと思っています。

多賀町長選挙 および 多賀町議会議員一般選挙

投票日 3月10日(日)

開場時間 7:00 ～ 20:00

（一部の地域については19:00まで）

■選挙期日の告示日 3月5日(火)
■立候補受付日 3月5日(火)
■選挙運動の期間 3月5日(火)～3月9日(土)
■選挙期日 3月10日(日)

■期日前投票の期間 3月6日(水)～3月9日(土)
■時間 8:30～20:00
■場所 多賀町役場1階 期日前投票所

投票のできる方（①②の両方を満たす方）

- ①日本国民で、選挙の日に満18歳以上の方（平成18年3月11日以前に生まれた方）
- ②令和5年12月4日以前から引き続き3か月以上本町の住民基本台帳に登録され、かつ選挙人名簿に登録されている方

投票するにあたって

投票は、選挙人名簿に登録されている各投票区の投票所で行使することになりますが、投票所は7:00に開き、20:00に閉鎖されます。

一部の地域（第7・13投票区）は、19:00に閉鎖されます。

投票に際しては、選挙人と判別するために事前に選挙管理委員会から投票所入場券が交付されますので必ず持参してください。

もし、紛失などされた場合は、その旨を係員に申し出れば投票できます。

期日前投票と不在者投票

選挙期日における投票と同様に投票用紙を直接投票箱に入れることができる期日前投票制度があります。入場券を持参のうえ、期日前投票事由に該当することを申し立て、宣誓書を提出することになります。

こんな時は期日前投票を

投票日に仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方、仕事でさしつかえる方は、期日前投票ができます。

また、病気やケガ、出産などで投票日に投票できない方、レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区の区域内にいない方も期日前投票ができます。

代理投票・点字投票

目の不自由な方は、点字投票ができ、身体の障がいなどで字を書くことができない方は、代理投票ができます。いずれの場合も本人が投票所へ出向き、投票管理者へ申し出てください。

身体に重度の障がいの有する方は

身体に重度の一定の障がい有する方は郵便で投票する制度があります。これはあらかじめ郵便投票証明書（7年間有効）の交付を受け、投票用紙等の交付申請をしていただいたうえで、郵便により投票する制度です。

入院中等の方は

病院や特別養護老人ホームなどに入院・入所中等の方は、病院等で不在者投票ができますので病院等を通じて投票用紙などを取り寄せてください。投票できる施設は限られておりますので、病院等でお尋ねください。

令和6年多賀町はたちの集い

多賀町中央公民館「多賀結いの森」にて「令和6年多賀町はたちの集い」を開催し、今年を対象者78人のうち55人が参加されました。

式典では、久保町長をはじめ、松居議長や来賓の方々からお祝いの言葉が贈られ、出席者を代表して本多快さ

んが「私が社会の一員となって社会に貢献することで、自分の成長を支えてくださった世の中に感謝の気持ちを還元できるのではないかと考えています。」と、はたちとしての決意を述べられました。

式典後、はたちの集い実行委員会

による懇談会では、抽選会やタイムカプセルの開封などがおこなわれ、出席者たちは、恩師や旧友たちと近況報告や写真撮影をするなどし、再会を喜び合いました。



▲はたちの抱負を述べられた本多さん



▲会場のようす



▲記念品の贈呈



▲会場に入るはたちの皆さん

令和6年 多賀町はたちの集い



12月1日 多賀町町民大学で写真教室を開講しました

令和5年度多賀町町民大学【郷土に学ぶ】講座で「～紅葉の胡宮神社を写す～」と題し、写真教室を開講しました。

講師には敏満寺出身の日本^{にほん}姿写真作家である岩咲^{いわさき}滋雨先生をお招きし、岩咲先生の作品の紹介の後、胡宮神社敷地内で写真撮影がおこなわれました。岩咲先生だけでなく、参加者同士でもどのようなカメラで撮影しているか、どのような構図で撮影したかなど意見を交換する姿も見られ、講座の最後には撮影した写真を岩咲先生に講評していただきました。

参加者からは「ほかの人の話を聞いて、いい刺激になった。」「今後もこのような教室を開催してほしい。」などのご意見をいただきました。



▲写真撮影のようす

12月12日 中学生の「税についての作文」表彰式がおこなわれました

全国納税貯蓄組合連合会および国税庁が主催する、令和5年度中学生の「税についての作文」表彰式がおこなわれ、多賀中学校から2人の方が受賞されました。おめでとうございます。

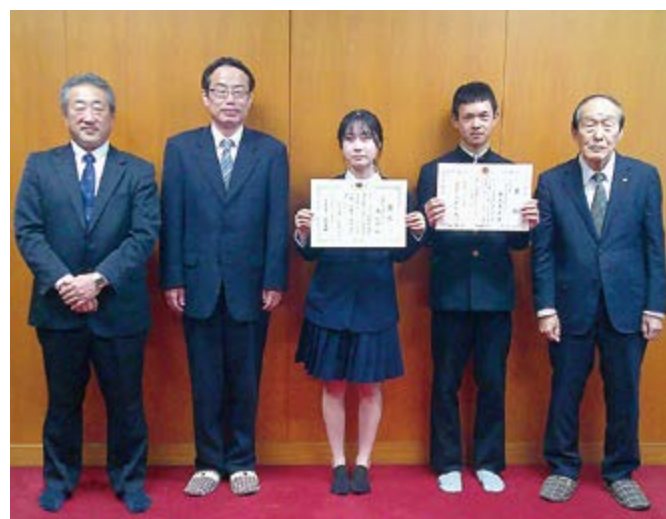
彦根愛犬地区税務協議会および彦根愛犬租税教育推進協議会では、次代を担う児童や生徒の皆さんに、社会や国を支える税の意義・役割などを正しく理解していただくため、租税教室の開催や、税に関する作文・習字・ポスターの募集および優秀作品の表彰など、さまざまな活動に取り組んでいます。

■彦根税務署長賞

多賀中学校 3年 森 彩瑠さん

■多賀町長賞

多賀中学校 3年 藤本 晃嘉さん



▲受賞された森さん（真ん中）と藤本さん（右から2番目）

12月20日・23日 「しめ縄・リースづくりワークショップ」が開催されました

YOBISHIプロジェクトが主催する、餅藁を使った、しめ縄・リースをつくるワークショップがあげほのパーク多賀で開催されました。柏葉クラブ・佐目クラブの協力のもと「縄ぬいの技術を継承しながら正月準備をする」というコンセプトで開催され、しめ縄やリースを作るだけでなく、足ふみ脱穀機や製縄機の体験などもあり、多くの方に文化を学んでいただきました。

参加された方からは「足ふみ脱穀機や製縄機はタイミングが意外と難しいけど、慣れたら楽しかった。」「て

いねいに教えてもらえて、満足のいくリースができた。」などの声がありました。

また、20日には地域おこし協力



▲ワークショップのようす

隊でおなじみの岩下隊員も参加し、足ふみ脱穀機や製縄機体験に挑戦したり、しめ縄を作成したりしてくださいました。



▲岩下隊員も足ふみ脱穀機に挑戦！

大滝たきのみやこども園 南5-5377 電0749-49-0312

ENJOY! 大滝たきのみやこども園です!

大自然の中での特別な給食!!

11月21日に、こども園のみんな、やきいも&イワナ給食をいただきました。この日のために、子どもたちは園庭や遊歩道、高取山で落ち葉や木の枝をたくさん集めてきました。また、さつまいもを洗ったり新聞紙とアルミホイルで巻いたり子ども同士

で考え、教え合いながら、やきいもの準備をしました。イワナ焼きは初めての体験で、地域の方に来ていただき、イワナが焼けるにおいや音を感じながらイワナ焼きを見ました。「おいもが焼けたよ～。イワナも焼けたよ～」の声に子どもたちは園

庭に集まり、青空の下、みんなで給食をいただきました。「こども園のみんなで食べると給食がもっとおいしくなるなあ。」といつもと違う雰囲気の中での給食に特別感を感じ、また、自然の恵みに感謝して喜んでいただくことができました。



お芋を洗って
ホイルで包んだら、たき火の中に入れるよ!



ほくほくの
おいも
おいしいよ!



地域の方に、イワナの焼き方や食べ方を教えていただきました。イワナの焼けるにおいに「おいしそう」、「早く食べたいなあ」と、焼き上がるのを楽しみに見ていました。



冬も楽しみがいっぱい!!

寒さが厳しくなってきたなあ……と、思っていると、園から見える山が白くなり、雪景色が見えるようになりました。雪がちらちら降るようすを見ながら「ゆき」と喜んだり、園庭に積もった雪にふれ冷たさを感じたり、冬

を感じながらあそんでいます。

冬の高取山では、スノーウェアを着て行くのでいつもより歩きにくいのですが、目的地を目指して「よいしょ! よいしょ! あともう少し。」と力強く歩いて行きます。雪の積もった坂道で

のそりあそびは、とっても勢いよく滑り子どもたちに大人気です。

どんなに寒くても、子どもたちはやっぱり外あそびが大好き! 雪や氷など冬ならではの自然にふれてたくさん発見を楽しんでいます。



雪だるまさんの顔はどうしようかなあ? 帽子もつけたいなあ。

そりすべり最高!! もっともっとやりたいなあ～。



高取山へ行く日の朝に雪が降り、高取山はどうなっているかドキドキしながら行きました。山道を歩いたり雪であそんだりしていると、とっても楽しくて心も体もポカポカにあたまりました。



園庭でも雪あそびを楽しみました。雪の冷たさにびっくりしながらも、夢中で雪玉を作っています。

バスの積極的な利用をお願いします

バスは住みやすい町づくりに欠かせない公共交通のひとつとして、特に高齢者や学生にとってなくてはならない移動手段として長年利用されてきました。また、一度に多くの人を運ぶことができるため、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしてきました。

少子高齢化の進行や免許証自主返納への意識の高まりなど潜在的な利用者は増加しつつあるものの、多くのご家庭で自家用車をお持ちである

現状の中、バスの利用者数は伸び悩んでいます。

多賀町内を運行している路線バスは、運賃収入だけでは採算が取れず、多賀町と滋賀県が赤字額分を補助することでなんとか維持しています。町の財政状況も厳しい中、利用者の減少が続けばバス路線を維持していくことが難しくなっていきます。

バス路線を維持していくためには、多くの皆さんにご利用いただくことが重要です。

皆さんの日常の交通手段を少し見直し、積極的なバスのご利用をお願いします。また、ご要望がありましたら企画課までご連絡ください。



(令和4年10月～令和5年9月)

路 線	多 賀 線	甲 良 線	合 計
運 賃 収 入	15,603,597円	392,868円	15,996,465円
運 行 経 費	39,507,365円	1,895,837円	41,403,202円
赤 字 額	23,903,768円	1,502,969円	25,406,737円
補 助 金 (県)	3,412,734円	164,266円	3,577,000円
補 助 金 (町)	20,491,034円	1,338,703円	21,829,737円

ご存じですか? バスのあれこれ

高校生限定「青春フリー定期券」

彦根市・甲良町・多賀町内(以下「彦根管内」)の湖国バス路線をご利用の高校生ならどなたでもご利用いただけます。

1か月券……	5,000円
3か月券……	14,250円
6か月券……	27,000円

「青春フリー定期券」を提示すると彦根管内の湖国バス路線は1日何回でも、どの停留所からでも乗り降りできます。

■お問い合わせ

近江トラベル彦根支店
(電)0749-22-8103

運転免許自主返納支援制度

公共交通の利用促進と増加している高齢者ドライバーによる交通事故の防止を目的に、運転免許証を早期に自主返納された方に路線バス回数券または愛のりタクシー回数券のどちらか9,000円相当分を無料交付します。

彦根警察署で免許証を返納して免許取消通知書を受け取り、企画課の窓口でお申し込みください。



高齢者定期券「小判手形」

満65歳以上の方を対象に、1乗車100円でバスを利用できる「小判手形」が近江鉄道・湖国バス各窓口で販売されています。

1か月券……	2,100円
3か月券……	5,200円
6か月券……	9,300円

■お問い合わせ

湖国バス
(電)0749-22-1210



地域おこし協力隊

朝比奈遥隊員

皆さん、こんにちは。地域おこし協力隊の朝比奈遥です。立春が過ぎ暦の上では春になりましたが、まだまだ寒い日が続きます。つい運動不足になりがちな時期ですが、身体が硬くなると頭痛や肩こりにもつながるので、ストレッチやウォーキングをして身体を温めようと意識しています。

岩下晃士隊員

皆さん、こんにちは。地域おこし



▲クリスマスを意識したお弁当

山口壮太隊員

皆さん、こんにちは。地域おこし協力隊の山口壮太です。

昨年の11月はおおたき・ものづくりラボで「手形アートをつくってみよう!」を開催しました。午前は外に出て紅葉を見たり、落ち葉や木の実を拾ったりして、秋だからできることを楽しみました。午後は拾ってきた木の实や落ち葉を使って、自

竹廣直久隊員

皆さん、こんにちは。地域おこし協力隊の竹廣直久です。

12月は飛騨市で「広葉樹の製材・乾燥実践講座」を受講してきました。岐阜県飛騨市は面積の93.5%が森林で、そのうち68%を広葉樹の天然林が占めている特徴的な土地です。今回主催された「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」は、本来なら価格の安い「チップ材」にしかない種類も形も大きさもバラ

さて、昨年12月6日、長浜まちづくりセンターにおける『しが住民参加支え合い活動連絡会』にて、おおたき里づくりネットワークの活動紹介をさせていただきました。長浜市で活動をしている団体や滋賀県庁の職員さんなど、20人ほどの参加者に活動を知っていただくことがで

協力隊の岩下晃士です。昨年は大量のカメムシに圧倒されましたが、皆さんのお家ではいかがでしたか。

さて、12月9日には、皆さんからの応援に感謝を込めて、お弁当の販売と一緒におでんの販売をおこないました。たくさん購入していただき、ほぼ完売することができました。また、12月17日の富之尾の敬老会では、お弁当の注文をいただきました。クリス



▲大瀧神社社務所にて紅葉を楽しむ子どもたち

き、うれしく思いました。参加者から質問・意見をいただくことで、気づきや学びを得られることも多く、とてもありがたいと感じています。これからもたくさんの方に関心を持っていただけるような活動ができるようがんばっていきます。

マスを意識して、エビや煮豚、カレーピラフなどで彩り良くし、クッキーで雰囲気を出しました。ふだんのお弁当づくりとは勝手が違い大変でしたが、試行錯誤しながら良いものができたと思います。食べていただいた方に喜んでいただけましたら幸いです。今後も地域が元気になるような活動をおこなっていきたいです。

分だけの手形アートを作りました。また、この日はおおたき給食弁当を作ってくださっている地域のお母さん方に栄養たっぷりのお昼ご飯を作っていただいて、皆で食べました。おかわりをする子どもも多く、子どもたちの喜ぶ顔を見ることができてよかったです。

かしていけるよう、がんばっていこうと思います。



▲講座のようす

税務住民課（税務） 有2-2041 電0749-48-8113 (F)0749-48-0594

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税について

森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税と併せて創設されました。本税は令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税が始ま

り、年額1,000円を個人住民税均等割と併せて市町村が賦課徴収し、その税収はすべて森林環境譲与税として国から都道府県・市区町村へ交付されます。均等割額の内訳は下表のとおりです。



個人住民税均等割の内訳表

区分	税目	令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000円
県 税	県 民 税	2,300円 (1,800円+500円)	1,800円
町 税	町 民 税	3,500円 (3,000円+500円)	3,000円
合 計		5,800円	5,800円

※東日本大震災復興法に基づき、平成26年度から県民税および町民税均等割がそれぞれ500円ずつ引き上げられていましたが、令和5年度で終了し、令和6年度から国税として新たに森林環境税1,000円の課税が始まります。合計は5,800円となり、令和5年度までと変更ありません。また、非課税の基準についても森林環境税と県民税・町民税の均等割は同一となります。

税務住民課（住民） 有2-2031 電0749-48-8114 (F)0749-48-0594

引っ越しをされる方へのお願い

引っ越しをされる方は住民基本台帳法に基づき、原則住所変更の手続きが必要です。正当な理由がなく住所異動の届出をしない場合は、5万円以下の過料に処されることがあります。住所変更は、行政サービスや年金、健康保険、選挙人名簿の登録などにつながる大切な情報です。忘れずに手続きをしましょう。

主な届出一覧

届出の種類	届出期間	届出義務者 ※下記以外の人が手続きをする場合は委任状が必要
転 入 届	転入した日から14日以内	転入する人
転 出 届	転出する日から14日以内	転出する人 転出する人と同一世帯の人
転 居 届	転居した日から14日以内	転居する人

手続きの流れ

転出の手続き

引っ越し前の住所地の役所・役場
またはマイナポータル



転入の手続き

引っ越し後の住所地の役所・役場

※マイナポータルで転出手続きをされる方は、以下の点をご確認ください。（このサービスをご利用の方は、原則、引っ越し前の市区町村役場への来庁が不要です）

- ・マイナンバーカードの電子証明書が有効である
- ・暗証番号を覚えている
- ・暗証番号にロックがかかっていない
- ・マイナンバーカードを読み込む機械がある（スマホ・パソコン）

※転入の際に、マイナンバーカードもしくは転出証明書が必要です。そのほかに必要なものは、市区町村で異なりますので、引っ越し先の市区町村にお尋ねください。

税務住民課（住民） 有2-2031 電0749-48-8114 (F)0749-48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 電0749-23-1112

国民年金保険料の口座振替による前納制度をご存じですか？

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納（将来分をまとめて納付）すると、保険料の割引があり、大変お得です。前納には2年前納、1年前納、6か月前納、1か月前納があります。それぞれの前納の割引額は、

下表のとおりです。口座振替による2年前納、1年前納、6か月前納を希望される場合には、令和6年2月末までに口座振替納付申出書による届出が必要となります（1か月前納は、随時手続きが可能です）。手続

きは、年金手帳（基礎年金番号通知書）・通帳・届出印をご持参のうえ、口座振替を希望される金融機関・郵便局や年金事務所、税務住民課の窓口をお願いします。

令和5年度（参考）

前納区分	割引額	振替月
2年前納	16,100円	4月
1年前納	4,150円	4月
6か月前納	1,130円×2回	4月・10月
1か月前納	50円	当月末

※現在、口座振替を利用されている場合であっても、振替方法の変更を希望される場合は、再度手続きが必要になりますので、ご注意ください。

学校教育課 有2-3741 電0749-48-8123 (F)0749-48-8155

学校支援ボランティアだより 地域学校協働本部事業

いつもたくさんの方に
ご協力いただきありがとうございます。
ございます。

バランスボール遊び（多賀ささゆり保育園）

11月27日と30日、5歳児を対象にバランスボールの体験をおこなっていただきました。初めにボールをころがしたり、足で止めたりしてボールに慣れました。だんだんうまく扱えるようになってくると、ボー

ルの上に身体をあずけたり、ボールが跳ねている下をくぐったりして身体を動かしました。最後に全員が「たのしかったー」と笑顔で言うと、「また次、会えるのを楽しみにしています」とおっしゃっていました。



▲ボールが跳ねている間に下をくぐりました

マラソン大会の見守り（大滝小学校）

11月28日、全校マラソン大会がおこなわれ、4人のボランティアさんに交差点での安全見守りをしていただきました。子どもたちは、たくさんの保護者や地域の方々の応援を受けて、2学年ずつスタートしまし

た。ボランティアさんは各ポイントで旗を持ち、「がんばれ！」と応援してくださっていました。例年、交通安全に注意しながら、子どもたちのがんばりを間近で応援していただいています。



▲ご協力いただいた皆さん

クリスマスおはなし会（久徳うぐいすこども園）

12月19日、久徳うぐいすこども園では、子どもの本のサークル「このゆびとまれ」の皆さんに「クリスマスおはなし会」をおこなっていただきました。「赤鼻のトナカイ」など3曲をハンドベル演奏され、大型絵本、紙芝居、パネルシアターなど盛りだくさんのお話を聞かせていただきました。子どもたちは

一緒に歌うなどして楽しい時間を過ごしました。



▲ハンドベルの演奏を楽しみました



▲大型絵本での読み聞かせ

税務住民課（税務）（有）2-2041（電）0749-48-8113（F）0749-48-0594
彦根税務署（電）0749-22-7640

所得税・町県民税の確定申告の受付が始まります!

多賀町役場

1階 会議室
2月16日(金)～3月1日(金) 9:00～16:30(土日祝除く)
2階 大会議室
3月4日(月)～3月15日(金) 9:00～16:30(土日祝除く)
※申告会場入口に受付がございますので、そちらで番号札をお受け取りください。

彦根税務署

彦根商工会議所 4階 大会議室
2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00(土日祝除く)
※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布されますが、国税庁LINE公式アカウントからも事前発行できます。詳細は国税庁HPか、彦根税務署へお問い合わせください。

次の項目のいずれかに該当する方は、必ず彦根税務署で申告をお願いします

※役場で確定申告をすることはできませんのでご了承ください。

- 譲渡所得（不動産譲渡や株式譲渡など）がある人
- 上場株式などの配当所得を申告分離課税で申告する人
- 先物取引・FX（外国為替証拠金取引）がある人
- 初めて住宅ローン控除を受ける人
- 雑損控除を受ける人（災害など（※雪害も含む。）による住宅の損害）
- 準確定申告（亡くなられた方の申告）をする人
- 青色申告をする人
- 初めて事業所得を申告する人
- 外国税額控除を受ける人

確定申告に必要な書類

申告に必要なもの

必要書類が不足している場合は受付できないことがありますので、必ずご確認ください。

□本人確認書類など

◆本人確認書類例

- 1 マイナンバーカード（個人番号カード）
- 2 運転免許証
- 3 健康保険の被保険者証および年金手帳など

□個人番号確認書類

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ※本人確認書類と兼用可

□確定申告のお知らせはがき

はがきには申告に必要な情報が記載されています。税務署から送付されている方は必ずお持ちください。

□利用者識別番号

番号が書かれた通知書などをご持参ください。
※初めて番号を取得される方は不要です。

□源泉徴収票または支払調書

給与、年金収入のある方は、その金額の多少に関わらず必要です。

□申告者本人の金融機関の通帳の写しなど

還付申告をする場合に必要です。

□償却資産明細書（直近のもの）

農業所得のある方で、以前の申告分の償却資産明細書の控えをお持ちの方は、直近のものをご持参ください。
※自家消費のみの方は、農業所得の申告対象にはなりません。

次のいずれかに該当する方は次の書類をご用意ください。

社会保険料（国民年金・国民健康保険税等）や生命保険・地震保険の支払いがある方

□国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料の支払金額（1～12月分）がわかるもの

※金額が分からない場合は事前に税務住民課までご

確認ください。

□国民年金保険料支払証明書または領収証書

□生命保険料・地震保険料の控除証明書

事業所得（農業所得含む）・不動産所得などがある方

□収支内訳書

申告時には、必ずご自身で作成のうえご持参ください。
なお、様式は国税庁HPからダウンロードできるほか、税務署、役場にあります。
※「収支内訳書」がない場合、申告の受付ができません。

障害者控除を受ける方

□障害者手帳・療育手帳など

◆上記各種手帳をお持ちでない方の障害者控除

介護保険法による要介護認定の有無にかかわらず、認知症や寝たきり度合いが重度の満65歳以上の方は障害

者控除の対象になります。この場合、町発行の『障害者控除対象者認定証』が必要です。発行手続きは、確定申告をされる7日前までに福祉保健課（電）0749-48-8115（有）2-2021）でおこなうようお願いします。

医療費控除を受ける方

□医療費控除の明細書

令和5年中に支払った領収書を受診者、病院ごとに集計して記入してください。高額療養費や生命保険から補てんがある場合、その金額もまとめてください。会場では計算しません。

※領収書の添付は不要になりましたが、5年間の保存義務がありますので、ご自宅で保管をお願いします。また、領収書を保管していない場合、医療費通知（医療費のお知らせ）で控除を受けていただくことも可能です。なお、明細書の様式は国税庁のHPからダウンロードできるほか、税務署や役場にあります。

寄附金控除を受ける方

□寄附金控除証明書・預かり証・振込票の控えなど

※証明書類がないと受付できません。

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について

5市町村以内の自治体へふるさと納税をした場合、特例の適用に関する申請書を寄附先の市町村へ提出するこ

とで、確定申告が不要になります。

ただし、寄附金控除以外の要因により確定申告をされる場合は、ワンストップ特例制度は適用されないため、確定申告の際に寄附金控除証明書の添付が必要となりますのでご注意ください。

住宅ローン控除を受ける方

初めて住宅ローン控除を受ける方は、彦根税務署で申告をお願いします。

□住宅借入金等特別控除額の計算明細書

□登記事項証明書（原本）

※法務局にて取得してください。

□売買契約書または工事請負契約書などの写し

□住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（2カ所以上ある場合はそのすべて）

※その他必要な書類につきましては、税務署にお問い合わせください。

雑損控除を受ける方 ※彦根税務署で申告をお願いします。

□り災証明書（写しでも可）

役場総務課にて発行できます。

□被害を受けた住宅家財などの明細

資産内容、取得価額、取得時期などがわかるもの

□被害状況の写真（修繕後の写真も必要）

雪害により住宅など（車庫なども含む）に被害を受けられた場合も対象になります。

□修繕などにかかった金額の明細がわかるもの

見積書・請求書・領収書など

□保険金や補助金などを受け取った場合はその金額がわかるもの

最後に、所得税は非課税であっても、町県民税が課税される方は役場にて町県民税の申告をお願いします。

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

自宅から スマホやパソコンでe-Tax！



国税庁のホームページの
確定申告書等作成コーナーから
申告書作成・送信ができます！

作成コーナー

検索

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力だけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要はありません。

「自宅からのe-Tax」 5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス
時間を除きます

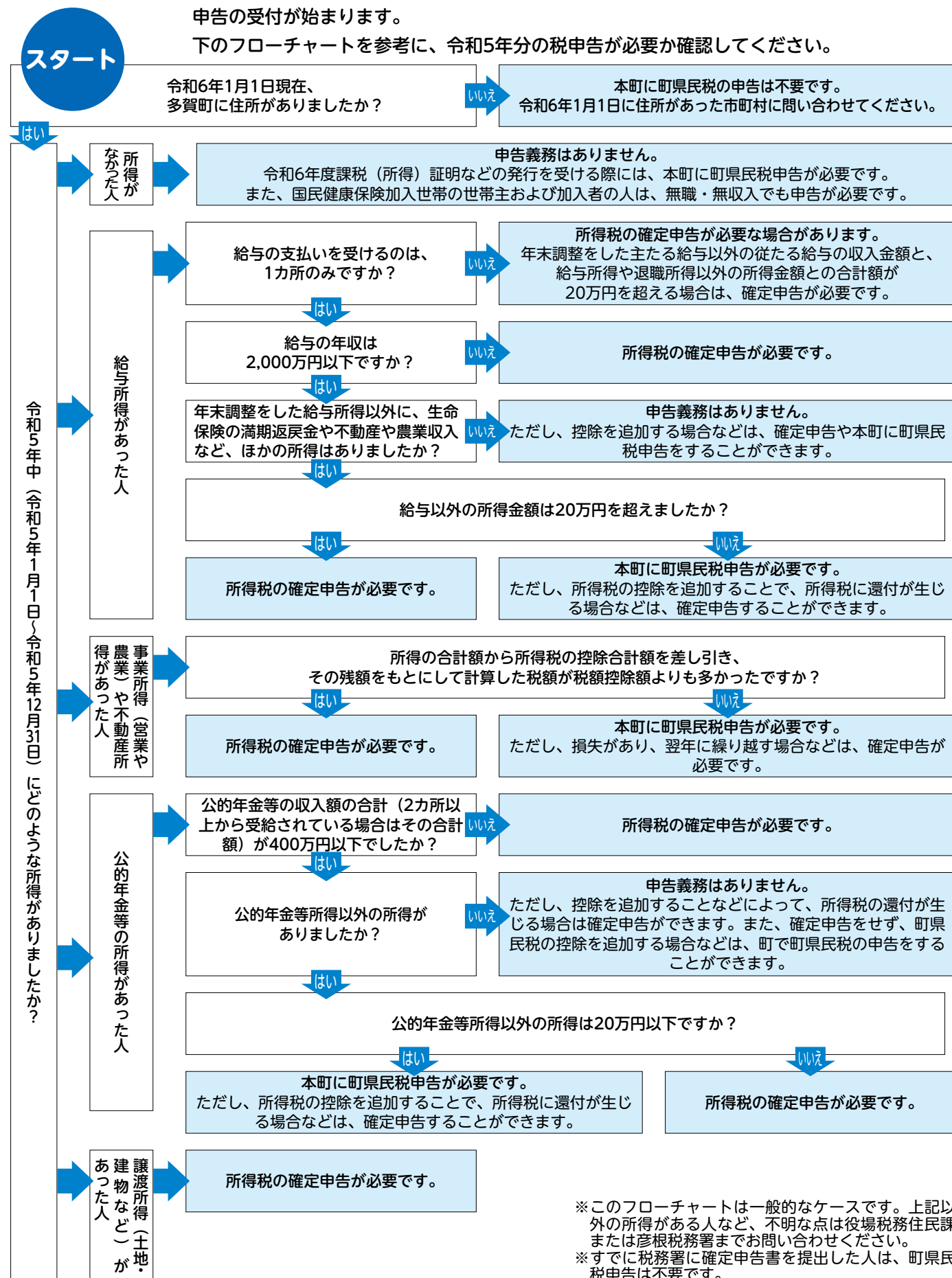
還付金



早期
還付

3週間程度で還付! 書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

2月16日(金)～3月15日(金) 令和5年分所得稅の確定申告・令和6年度町県民稅の申告



多賀町中央公民館 「多賀結いの森」 有3-3962 (電)0749-48-1800 (F)0749-48-2363

多賀町中央公民館 「多賀結いの森」 カレンダー () …… 休館日

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4 休館日	5 休館日	6	7	8	9	10
11 TAGAコンサート 月イチモルック	12 休館日	13 ボタニーベイン ディンク教室	14	15	16	17 子ども陶芸教室
18 休館日	19 休館日	20	21	22	23 休館日	24 発明クラブ
25 ささゆりコン サート	26 休館日	27	28	29		

お知らせ

モルック体験会「月イチモルック」開催

2月の「月イチモルック」を多賀町中央公民館「多賀結いの森」にておこないます。まだモルックを経験したことのない方もリピーターの方もお気軽にご参加ください！参加していただいた方には特製缶バッジ（2月ver.）をお渡ししています。参加費は無料です。

■日時 2月11日(祝) 10:00～12:00

■場所 多賀町中央公民館 「多賀結いの森」

■指導 多賀町スポーツ推進委員の皆さん



3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 ネイチャークラブ
3 休館日	4 休館日	5	6	7 社会教育フォー ラム	8	9
10	11 休館日	12	13	14	15	16
17 休館日	18 休館日	19	20 休館日	21	22	23
24	25 休館日	26	27	28	29	30
31 ささゆりコン サート						

参加費無料 申し込み不要

ささゆりコンサート開催のお知らせ

2月のささゆりコンサートは、「春への誘いコンサート」と題し、早春にふさわしい歌を中心にピアノの演奏とソプラノの歌声をお届けします。出演は、いつも心温まるソプラノの歌声を届けてくださる小林由味さんと、ピアノ演奏の松宮友規子さんです。ぜひご家族皆さんでお楽しみください。

■日時 2月25日(日) 14:00～16:00

■場所 多賀町中央公民館「多賀結いの森」ささゆりホール

■出演者 小林 由味（ソプラノ）
松宮友規子（ピアノ）



▲昨年のコンサートのような

産業環境課（農業） 有2-2030 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

農業委員会だより

「地域計画」の作成に取り組んでいます

地域計画とは、地域での話し合いにより地域の農業をどのように維持していくのか、5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、どうまとめていくかについて取りまとめる計画です。

この地域計画では、農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示す「目標地図」を作成します。

地域計画を作成することで、将来

地域内の農地を誰が耕作するのか見通しを立てることができます。また、策定後は目標地図にもとづいて農地



▲地域計画作成のようす

の貸借をおこなうことになり、農地の貸借の仕組みが変わります。

令和6年第2回農業委員会総会のお知らせ

■日時 2月13日(火) 13:30～

■場所 多賀町役場3階 会議室

※申請受付期限は、総会開催月の前月の20日（閉庁日の場合はその前日）です。

※農業委員会総会で審議された内容は、町ホームページでご覧いただけます。

グループホームの名称が決定しました！

社会福祉法人杉の子会では、今春、多賀町八重練に開設する「障がいのある方が利用できるグループホーム」の名称を募集いたしました（広報たが10月号に掲載、令和5年10月末締切）。ご応募いただいた中から、杉の会の利用者・職員で検討をした結果をご報告いたします。



グループホームの名称は……

杉の子ホーム すくすく

に決定しました！ 多数のご応募、ありがとうございました。

『杉の子ホーム すくすく』命名の由来

「杉」の由来である「直木」から名付けられました。名前のように『地域の中でまっすぐと根差していけるよう』にしていきたいと思います。

グループホーム開設に向けて、現在古民家を改修工事中

■事業内容と定員

共同生活援助（グループホーム）：5人（男性）
短期入所（ショートステイ）：1人

■開設時期

4～5月ごろの予定

多賀町では初の障がい者グループホーム

障がいのある方向けのグループホームは、多賀町内では初めての開設です。詳細についてはお気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ・連絡先

社会福祉法人杉の子会 事務局（担当：加藤）（E-mail）suginoko@tuba.ocn.ne.jp

2月4日～10日は「滋賀県がんと向き合う週間」です

がん負けず、がん勝ちのための対策の1つとして、定期的ながん検診を受診し早期発見に努めることが大切です。

私はがんになりません。
そう言いきれるのは、2人に1人。
知らないことが、一番の危険。



がんに対する正しい知識を持ちましょう。
・がんに対する正しい知識を持ちましょう。
・がんの発生は喫煙や飲酒、食事などの日常生活習慣にかかわる場合も多くあります。健康的な生活習慣を続けましょう。

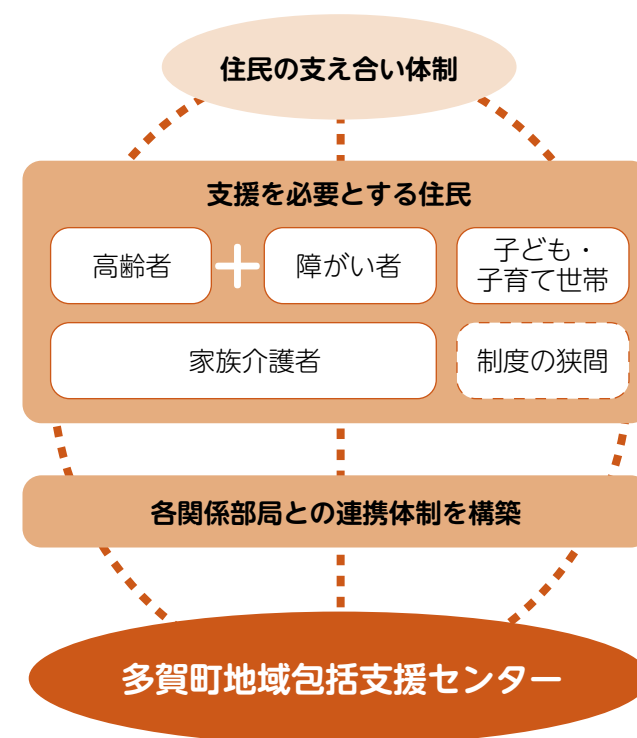


滋賀県健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

・がんを予防しましょう
・がん検診を受けましょう
「大人ももらおう！ 大事な体の成績表」

総合支援窓口として～多賀町地域包括支援センターの役割～

多賀町地域包括支援センターは、介護予防の普及や医療機関など関係機関とのネットワーク体制を構築し、できる限り住み慣れた場所で暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んできました。今後は、これまでおこなってきた高齢者の生活を支える総合機関としての役割に加え、支援を必要とする多様な住民の包括的な相談支援の役割を担うことも期待されています。



多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」では、地域包括支援センターと社会福祉協議会を中心に高齢者のみならず、障がい者や子ども・子育て支援を担当する部局・団体などとの連携体制を構築しています。相談窓口がわからないようなお困りごとがございましたら、まずは多賀町地域包括支援センターまでお問い合わせください。



多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」
多賀町地域包括支援センター
tel.0749-48-8115 有線 2-2021

たが民児協だより 民生委員・児童委員 ～支えあう 住みよい社会 地域から～

朝夕、いろいろなデイサービスの車が行き来するのをよく見かけるようになりました。ご高齢の方が増えてきたのを実感する光景です。

民生委員・児童委員の活動のひとつにご高齢の方への見守り訪問があります。毎月、ティッシュや町指定のごみ袋をお届けしがてら、ごようすをうかがう活動です。

最近ではコロナウイルスが流行したことや、お年寄りを狙った凶悪犯罪の発生もあり、多くの皆さんが鍵のかかったお家で過ごされていることが多いようです。訪問させていただき、チャイムを押します。「ハ～イ」と返事が聞こえ、すぐに玄関を開けていただけるとありがた

いのですが、待てど暮らせどお顔が見られないことも多々あります。寄せていただく時間や曜日も関係していると思いますが、とても不安になる瞬間です。「出かけておられるのならいいのだけど、何かあったのかなあ……もしかすると家の中で……」と不安な妄想がどんどん膨らみます。ガラッ。「あ～、いつもすみませんあ」「ありがとうございます」といつものねざらいの言葉。ほっと一息。一安心。次回もまた元気なお顔とお声に出会えますように。そう願いながらお家をあとにします。



2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 おはなしのじかん
4	5 休館日	6	7	8	9	10
11	12 休館日	13	14	15	16	17
18 休館日	19 休館日	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	3/1	

※ 2月21日(水)～3月1日(金)は特別整理休館です。

3月

日	月	火	水	木	金	土
2/25	2/26	2/27	2/28 特別整理休館	2/29	1	2 おはなしのじかん
3	4 休館日	5	6	7	8	9
10	11 休館日	12	13	14 休館日	15	16
17 休館日	18 休館日	19	20 休館日	21	22	23
24/31	25 休館日	26	27	28	29	30

※ 3月14日(水)は整理休館日です。

☆☆☆☆☆ 3月の整理休館日は最終木曜日ではありません ☆☆☆☆☆

お知らせ

第2回図書館協議会および
第2回子ども読書活動推進
委員会活動報告

11月15日に図書館協議会で図書館現場視察として長浜市立長浜図書館を訪問しました。館内を見学し、各所の工夫や今後の展望について説明を受けました。また、12月12日に子ども読書活動推進委員会を開催、今年度の実績報告をおこない、今後の取り組みについて確認しました。委員の皆さんからいただいたご意見を今後の運営に生かしていきます。

おはなしのじかん

- 日時 3月2日(土) 10:30～
- 受付 10:15～
- 場所 あけぼのパーク多賀 2階 大会議室
- 対象 乳幼児と保護者（事前申込不要）
- 参加費 無料
- 内容 図書館職員によるおはなし会と、ひなまつりの工作をします。

子どもの本のサークルこのゆびとまれの
おはなしのひろば

- 日時 2月17日(土) 14:00～14:30
- 場所 図書館絵本コーナー
- 対象 どなたでも(事前申込不要)
- 参加費 無料
- 内容 絵本や紙芝居のおはなし会
- 主催 子どもの本のサークル このゆびとまれ

特別整理休館（蔵書点検）
のお知らせ

- 期間 2月21日(水)～3月1日(金)
- 図書館のすべての資料(約18万点)の点検・整理作業のため、休館します。
- ①お返し忘れの資料がありましたら、返却をお願いします。
- ②休館期間中、本の返却はブックポストへお願いします。
- ただし、CD・DVD・ビデオなどのAV資料、他館から借り受けた資料は破損の原因となるので、直接カウンターへお返しく下さい。
- ★**ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。**

図書館応援団の皆さんに、蔵書点検
作業をご協力いただいています！

当館では年に一度、本(CDやDVDなども含む)約18万点の総点検をおこないます。今年も、2月の特別整理休館に先駆けて、閉架書庫の点検を応援団の皆さんに作業していただいています。本当にありがとうございます。2月の本番に向けて、引き続きご協力いただける方を募集中です。図書館にご興味をお持ちの方、お気軽に図書館までお問い合わせください。



▲蔵書点検作業の様子

本を寄贈いただきました

敏満寺の方から4冊、本を寄贈いただきました。ありがとうございました。

企画展

多賀のワニ化石とその仲間たち

多賀町四手から産出したおよそ180万年前のワニの歯化石をはじめ、巨大な古代のワニ・マチカネワニの復元骨格や浜名湖北岸の採石場から見つかったヤゲワニの骨格化石(実物)、三重県伊賀市の古琵琶湖層

から産出したワニ化石群、大分県の安心院盆地産出の世界最古のヨウスコウワニ化石など、新生代後半の日本各地から産出したワニの化石が大集合します！ 伝説の生き物「龍」のモデルになったとも言われている

貴重な古代のワニたちをぜひご覧ください。

- 会期 3月2日(土)～4月7日(日)
- 会場 あけぼのパーク多賀 エントランスホール、美術工芸展示室



企画展関連イベント

- 開催日 3月24日(日)
- 会場 あけぼのパーク多賀 大会議室

講演会「多賀のワニ化石の謎・謎・謎！」

- 多賀町で発見されたワニの歯化石は、この時代の琵琶湖にワニが生息していたことを裏付ける貴重な証拠ですが、わずかな標本しか発見されていないため多くの謎が残されています。長年にわたり古代ワニの研究に携わってこられた谷本正浩先生から、その謎ときのお話や最先端の研究成果についてご紹介いただきます。
- 講師 谷本 正浩（きしわだ自然資料館専門員）
- 時間 10:30～12:00

※講演会、座談会ともに申し込みが必要です。電話、FAX、窓口で直接お申し込みください（定員50人）。3月2日(土)から申し込みを受け付けます。

博物館のこぼれ話

ワニが住んでいた多賀町

自然の豊かな多賀の山野にはさまざまな生物が生息していますが、散歩中にワニに出会ったという話は聞いたことがありません。しかし、約180万年前には多賀町にもワニが生息していたことがわかっています。多賀町四手の工事現場や古代ゾウ発

掘プロジェクトの発掘地から、これまでに5点のワニの歯化石が発見されているのです。現在、日本列島にはワニの仲間は生息していませんが、各地から化石が発掘されており恐竜の生きていたジュラ紀から第四紀のチバニアン期

まで、さまざまなワニの仲間が生息していたことがわかっています。琵琶湖の生い立ちが記録されている地層”古琵琶湖層”からもワニの化石が見つかっており、多賀町産の標本は今のところ古琵琶湖層でもっとも年代の新しい物です。〈次ページへ〉



▲多賀町四手の古琵琶湖層から発見されたワニの歯化石



▲マチカネワニの復元骨格（京都市青少年科学センター所蔵）

ワニは多くの歯を持ちそれらは数
年で生え代わるため、生涯で2,000
本近くの歯を生息場所に残したはず
です。同時にたくさんの個体がい
た考えると、化石として保存され人
間に発見されるのがどれほど難し
いことか想像できると思います。こ
れまでに発見されている化石の多く
が歯や骨のわずかな部分だけなのは
こうした事情によると思われます
が、そのため古代ワニたちの実像は
まだよくわかっていません。

そんな中で、大阪府豊中市の大
阪大学構内から発掘されたマチカネ
ワニは頭部から胴体までさまざまな
部分が保存されており、頭骨の特
徴から東南アジアに生息している
マレーガビアルに近縁な新種 *Toyotamaphimeia machikanensis* (トヨタマヒメ
イア・マチカネシス) として命名さ
れました(古事記に登場するワニに
ゆかりの女神・豊玉姫にちなんで
います)。また、中国の揚子江下流
域に生息しているヨウスコウワニ
の仲間、最古の化石が九州から発
見され、ヨウスコウワニの起源地
が日本である可能性も考えられて
います。

去年は、台湾から産出した化石
がマチカネワニと同属の新種 *T. taiwanicus* (トヨタマヒメイア・
タイワニクス) として再記載され
ました。また中国南部では、マチ
カネワニの仲間が歴史時代まで命
脈を保っていて人間に滅ぼされた
可能性も指摘されています。東ア
ジアの古代ワニを巡る物語は、現
在、世界中の研究者から注目を集
めているのです。



お知らせ 林業退職金共済制度(林退共)のご案内

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

制度の特徴

- ・掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆さんへ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

労働者の皆さんへ

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求をしましょう。
- ・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをした心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。右記へお問い合わせください。

お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル
(電)03-6731-2889 (F)03-6731-2890



ホームページはこちら→



お知らせ 湖東圏域地域公共交通計画(素案)に係るパブリックコメントの実施

湖東圏域における地域公共交通の見直しをおこないます。

■素案公表・意見提出期間

1月29日(月)～2月28日(水) ※必着

■いただいたご意見の公表時期

3月中旬

■お問い合わせ・意見書提出先

企画課
(電)0749-48-8122 (有)2-2018

お知らせ 相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続相談会」開催のお知らせ

滋賀県司法書士会は、遺言・相続に関する無料相談会を電話・対面・オンラインで開催します。相続登記義務化に関すること、遺言書の作成など、お気軽に司法書士にご相談ください。

■日時 2月17日(土) 10:00～16:00

■電話相談番号 0120-339-279 (フリーダイヤル)

■対面式相談会場 彦根勤労福祉会館(彦根市大東町4-28)

■オンライン ZOOMを使用しての相談となります。
電話相談は予約不要です。対面式およびオンライン相談については事前予約制になっています。右のQRコードを読み取るか、相談予約専用番号までご連絡ください。



■事前お問い合わせ

滋賀県司法書士会 (電)077-525-1093

■相談予約専用番号

(電)077-527-5576



お知らせ 湖東圏域「福祉のしごと就職フェア」開催決定！

湖東圏域の介護・福祉人材の確保と介護・福祉の職場に就職を希望する方の就職活動支援を目的として、湖東圏域「福祉のしごと就職フェア」を開催します。

会場では事業所ごとにブースを設置していますので、事業所の概要や仕事の内容など直接お話できる機会となります。参加費無料・申込不要・入退場自由です。お気軽な服装でお越しください。

■開催日時 2月22日(木) 13:30～16:00の1部制

■会場 プロシードアリーナHIKONE
(彦根市スポーツ・文化交流センター)
多目的ホール
彦根市小泉町640番地

■共催 彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町
■協力 彦根公共職業安定所(ハローワーク彦根)、滋賀県介護・福祉人材センター

■後援 滋賀県湖東健康福祉事務所、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会、湖東地域障害者自立支援協議会

■お問い合わせ 愛荘町福祉課

(電)0749-42-7691

詳細はこちら→



今月の足腰・脳若シャキッと教室

■実施日 足腰シャキッと教室 2月14日・28日(水)
脳若シャキッと教室 2月7日・21日(水)

■対象者 多賀町在住の65歳以上の方(運動制限を受けている方はご相談ください)

■時間 13:30～15:30

■場所 ふれあいの郷

■持ち物 お茶、タオル、筆記用具、参加費100円

■お問い合わせ 福祉保健課
(有)2-2021 (電)0749-48-8115

心配ごと相談・弁護士による無料法律相談

■相談日 心配ごと相談 2月16日(金)
無料法律相談 2月27日(水)
※無料法律相談は、毎月最終火曜日です。

■時間 心配ごと相談 9:00～11:00

無料法律相談 13:30～

■予約 無料法律相談は、お電話でご予約ください。1日3組限定です。(先着順)

■場所 ふれあいの郷 ボランティア室

■お問い合わせ 多賀町社会福祉協議会
(有)2-2039 (電)0749-48-8127

認知症高齢者を危険から守る！
多賀町見守りQRコード

このシールを見かけたら
スマホで
チェック！

多賀町
見守り
QRコード



使い方は
こちら！



福祉保健課 (有)2-2021 (電)0749-48-8115

急な症状で迷ったときは……

小児救急電話相談へ

短縮ダイヤル **#8000**

臨床経験のある看護師や保健師へ症状を相談し、アドバイスが受けられます。

相談時間

月曜～土曜 18:00～翌朝8:00

日曜・祭日 9:00～翌朝8:00



こんにちは! 健康推進員です

「私たちの健康は私たちの手で」を
スローガンに食生活を通した健康づくり
活動を進めるボランティア組織です。

子どもから高齢者まで、
全世代で食育活動をおこなっています



▲「地域に伝わる食の知恵」を子どもたちに!

敏満寺



萱原



大岡



▲字のサロンでフレイル予防について学びました



▲そば打ち体験をして推進員が交流



▲保育園、こども園で「おいしくたべよう
しょうずにたべよう」



◀大滝小まつりに参加

多賀町ホームページ更新情報

- ・国道8号彦根～東近江(仮称)にかける環境影響評価準備書についての意見の概要と都市計画決定権者の見解書の縦覧について
- ・特別児童扶養手当についてのお知らせ

etc…

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたしたちは、日常生活の心構えとしてこの町民憲章を定めます。

わたしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定

多賀町の鳥・木・花



スマホ・タブレットでも

「多賀町ホームページ」がご覧いただけます。QRコードを読み取るか、「多賀町」で検索!!



多賀町

検索

広報たが 令和6年2月号 毎月1回発行

多賀町役場企画課 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324 (有)2-2018 (電)0749-48-8122

広報についてご意見などがございましたら企画課広報担当まで